

入 札 説 明 書

「第一浄水場ほか配水管点検及び漏水調査業務委託」の入札については、入札公告文及び関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

この入札説明書は、この一般競争入札に関し、一般競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 件 名 第一浄水場ほか配水管点検及び漏水調査業務委託
- (2) 仕 様 等 入札説明書及び特記仕様書による
- (3) 委託期間 契約締結日の翌日から令和9年1月29日まで
- (4) 委託場所 北上市北工業団地ほか

2 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

〒024-0102

岩手県北上市北工業団地5-8

岩手県企業局県南施設管理所総務課

電話 0197-66-3233（直通） FAX 0197-66-3397

3 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないものであること。
- (2) 地方公共団体の各機関が発注した水道事業（上・下水道及び工業用水等）に関する管路の漏水調査業務又はこれに類する業務について、令和3年4月以降の実績を有する者であること。
- (3) 岩手県県税条例（令和3年岩手県条例第58号）第4条に掲げる税目及び消費税の滞納がないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立をしている者若しくは更生手続開始の申立がなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立をしている者若しくは再生手続開始の申立がなされている者でないこと。
- (5) 事業者の代表者、役員（執行役員を含む。）又は支店若しくは営業所を代表する者等、その経営に関与する者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団（同条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）若しくは暴力団員と密接な関係を有している者でないこと。
- (6) 入札参加資格審査申請書の提出の日から落札決定の日までの間に、岩手県から県営建設工事に係る指名停止等措置基準（以下「措置基準」という。）に基づく指名停止の措置又は庁舎等管理業務の委託契約等に係る指名停止の措置を受けていないこと。
- (7) 岩手県から措置基準に基づく文書警告に伴う非指名の措置を受けている場合及び庁舎等管理業務の委託契約等に係る文書警告に伴う非指名の措置を受けている場合、入札書提出日現在において措置を受けた日から1月を経過していること。

また、入札書提出日から落札決定の日までの間に措置基準に基づく文書警告に伴う非指名の措置及び庁舎等管理業務の委託契約等に係る文書警告に伴う非指名の措置を受けていないこと。

4 入札参加者に求められる事項

- (1) 入札参加者は資格審査に必要な書類として、一般競争入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）に次の関係書類を添付のうえ、令和8年10月7日（水）午後5時までに2の場所に1部提出しなければならない。なお、アの関係書類の様式は任意とする。

ア 事業所に係る調書

- (ア) 事業所の所在地、電話、FAX、設備・施設の概要（パンフレット類でも可）、組織体制を記載すること。

- (イ) 入札参加資格で求める業務実績を確認できる書類

契約書の写し、仕様書、図面等の資料を添付すること。

イ 業務が履行できることを証明する書類（別紙１）

国又は他の地方公共団体における同種業務の履行状況等
従業員の労働福祉の状況等

（２）申請書及び関係資料を提出した者は、入札日の前日までの日において、岩手県企業局県南施設管理所長から当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

（３）申請書及び関係資料は岩手県企業局県南施設管理所において審査するものとし、入札参加資格を有すると認めた者に限り、入札に参加できるものとする。

なお、審査結果は令和８年１０月９日（金）までにＦＡＸにより通知する。

５ 質問書の受付及び回答方法

設計図書等に対して質問がある場合は、書面（様式任意。ＦＡＸによる提出可）により令和８年１０月７日（水）午後５時までに、２に示す照会先に提出すること。

また、回答は、入札参加者に対し令和８年１０月１３日（火）午後５時までにＦＡＸにより送信する。

６ 入札の方法等

（１）落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の１００分の１０に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の１１０分の１００に相当する金額を入札書に記載するものとする。

（２）入札書は、直接７の日時、場所に持参すること。郵便、電報、電送その他の方法による入札は認めない。

（３）入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分を線で抹消し、入札参加者の印で押印をしなければならない。ただし、金額の訂正は認めない。

また、一度提出した入札書は、書換え又は撤回することができない。

（４）代理人により入札に関する行為をさせようとする者は、入札書提出の前に委任状を提出しなければならない。

７ 入札及び開札の日時及び場所

令和８年１０月１５日（木）午後２時３０分 岩手県企業局県南施設管理所２階会議室

８ 入札書に関する事項

入札書は、岩手県が示す別添様式例により次のことを表示し、押印すること。

（１）入札年月日

（２）入札参加者の住所、氏名及び印（法人の場合は、所在地、商号又は名称、代表者の職氏名及び印）

（３）あて名は、岩手県企業局県南施設管理所長 とすること。

（４）入札金額

（５）件名

９ 入札保証金

（１）入札参加者は、入札金額の１００分の１１０に相当する金額の１００分の３以上の金額を、入札執行の当日までに、岩手県盛岡地区合同庁舎６階企業局経営総務室（岩手県企業局出納員）に納付し、領収書を受領すること。

ただし、入札参加者が保険会社との間に岩手県企業局を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該保険証券を提出したときは、入札保証金の全部又は一部の納付を免除とする。

なお、当該保険証券の保険期間は、入札及び開札の日から７日間以上とすること。

（２）入札参加者は、入札日（入札執行前）に、入札保証金を納付した場合には領収書を、入札保証保険契約を締結した場合には保険証券を、入札書提出に先立ち、提出しなければならない。

（３）入札保証金は、開札（再度入札の開札を含む。）終了後請求書の提出を受け、当該入札参加者又はその代理人に還付する。ただし、落札者については契約締結後に還付する。

- (4) 落札者の入札保証金については、契約保証金の一部に充当することができる。この場合、保証金充当申出書（別紙2）を提出すること。

なお、落札者が入札保証金を契約保証金に充当しない場合は、契約保証金の納付後（契約保証金が免除となる場合にあっては契約締結後）において、保証金還付請求書（別紙3）を提出し、入札保証金の還付を請求するものとする。

- (5) 入札保証金は、落札者が契約を締結しないときは岩手県企業局に帰属する。
(6) 入札日現在で、令和8・9年度建設関連業務競争入札参加資格者名簿の土木関係建設コンサルタントに登録され、上水道及び工業用水道又は下水道を申請業務としている者は、入札保証金を免除とする。
(7) 入札保証金の納付・還付場所

〒020-0023

岩手県盛岡市内丸11番1号

岩手県企業局経営総務室管理担当

電話 019-629-6379（直通） FAX 019-629-6384

10 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、これを無効とする。

- (1) 競争入札の参加資格のない者が提出した入札の場合
- (2) 入札参加者に求められる事項を履行しなかった者が提出した入札の場合
- (3) 記名押印のない入札の場合
- (4) 入札金額を訂正した入札の場合
- (5) 誤字脱字等により必要事項が確認できない入札の場合
- (6) 入札件名の表示に重大な誤りがある入札の場合
- (7) 同一入札参加者又は代理人が2つ以上提出した入札の場合
- (8) 委任状を提出しないで代理人が提出した入札の場合
- (9) その他入札に関する条件に違反して提出した入札の場合

11 落札者の決定方法

- (1) 本件調達に係る入札公告及び入札説明書で示した要件の全てを満たしている入札者であって、企業局契約規程（平成6年企業局管理規程第14号）第10条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2者以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。
- (3) (2)の同価の入札をした者のうち、立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、当該入札者に代わって入札執行事務に関係のない職員がくじを引き、落札者を決定するものとする。

12 開札に立ち会う者に関する事項

開札は入札参加者又はその代理人を立ち合わせて行うものとする。ただし、入札参加者又はその代理人がない場合は、入札執行事務に関係のない職員を立ち合わせて行うものとする。

13 再度入札に関する事項

初度の入札において落札者がいない場合は、2回を限度とし、直ちに再度入札を行うものとする。

14 契約に関する事項

- (1) 契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 落札者は、契約保証金として契約額の100分の10以上の額を契約締結前に納付しなければならない。
ただし、次の場合には契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。
 - ① 落札者が保険会社との間に岩手県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該保険証券を提出した場合
 - ② 落札者から委託を受けた保険会社と履行保証契約を締結した場合

- (3) 契約保証金は、契約の相手方が契約を履行しないときは岩手県に帰属する。
- (4) 契約条項は別添契約書案のとおりとする。

15 その他

入札参加者又は契約の相手方が本件一般競争入札に関して要した費用については、入札参加者又は契約の相手方が負担するものであること。